

令和 8 年第 2 回
笠間市議会定例会会議録 第 6 号

令和 8 年 6 月 1 8 日 午前 1 0 時 0 0 分開議

出席議員

議 長	22 番	畑 岡 洋 二 君
副 議 長	9 番	田 村 幸 子 君
	1 番	長 沼 恵 君
	2 番	長谷川 愛 子 君
	3 番	酒 井 正 輝 君
	4 番	河原井 信 之 君
	5 番	鈴 木 宏 治 君
	6 番	川 村 和 夫 君
	7 番	坂 本 奈央子 君
	8 番	安 見 貴 志 君
	10 番	益 子 康 子 君
	12 番	田 村 泰 之 君
	13 番	村 上 寿 之 君
	14 番	石 井 栄 君
	15 番	飯 田 正 憲 君
	16 番	西 山 猛 君
	17 番	石 松 俊 雄 君
	18 番	大 貫 千 尋 君
	19 番	大 関 久 義 君
	20 番	小 藺江 一 三 君
	21 番	石 崎 勝 三 君

欠席議員

11 番 林 田 美代子 君

出席説明者

市	長	山 口 伸 樹 君
副 市	長	北 野 高 史 君
教 育	長	小 沼 公 道 君

市長公室長	小里貴樹君
政策企画部長	森望君
総務部長	瀬谷昌巳君
環境推進部長	成田崇君
保健福祉部長	深澤充君
こども部長	根本由美君
市立病院事務局長	鈴木昭彦君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	田中博君
上下水道部長	植本純平君
教育部長	松本浩行君
消防長	谷口哲也君
会計管理者	鶴田宏之君
笠間支所長	山内一正君
岩間支所長	高久和一君

出席議会事務局職員

議会事務局長	石井謙
議会事務局次長	小松崎守
次長補佐	鶴田貴子
主査	上馬健介
係長	神長利久

議事日程第6号

令和8年6月18日（木曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 議案第33号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 市道路線の認定について
- 議案第36号 動産購入契約の締結について（高規格救急自動車購入）
- 議案第37号 令和8年度笠間市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第38号 令和8年度笠間市一般会計補正予算（第2号）

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第33号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第34号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第35号 市道路線の認定について

議案第36号 動産購入契約の締結について（高規格救急自動車購入）

議案第37号 令和8年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第38号 令和8年度笠間市一般会計補正予算（第2号）

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は、11番林田美代子君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第6号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、16番西山 猛君、17番石松俊雄君を指名いたします。

諸般の報告について

○議長（畑岡洋二君） 日程第２、諸般の報告をいたします。

教育福祉委員長から所管事務の調査の通知がありましたので、御報告いたします。

議案第３３号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第３４号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第３５号 市道路線の認定について

議案第３６号 動産購入契約の締結について（高規格救急自動車購入）

議案第３７号 令和８年度笠間市一般会計補正予算（第１号）

○議長（畑岡洋二君） 日程第３、議案第３３号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第３７号 令和８年度笠間市一般会計補正予算（第１号）の５件を一括議題といたします。

各常任委員会の審査が終了しておりますので、これより各常任委員会の委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務企画委員会委員長より報告願います。

委員長川村和夫君。

〔総務企画委員長 川村和夫君登壇〕

○総務企画委員長（川村和夫君） 今期市議会定例会において総務企画委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第３９条第１項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は、６月５日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第３３号及び議案第３６号の審査を行いました。審査過程での主な質疑と審査結果について御報告申し上げます。

議案第３６号 動産購入契約の締結について（高規格救急自動車購入）では、車両更新の要因や、従来の救急車両との装備の差異などについて質疑があり、年数の経過により稼働力の低下を起こす前に更新するもので、最新の除細動器や人工呼吸器など高度救急資器材を備え、また電動ストレッチャーを搭載することで、隊員の負担軽減と搬送時の安全性を高めると答弁がありました。

議案第３３号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑がありませんでした。

採決でございますが、以上のような審査を踏まえ、当委員会に付託された全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位

の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（畑岡洋二君） 次に、教育福祉委員会委員長より御報告願います。

委員長鈴木宏治君。

〔教育福祉委員長 鈴木宏治君登壇〕

○教育福祉委員長（鈴木宏治君） 今期市議会定例会において教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

当委員会は、6月8日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第34号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

審査に関しましては、執行部の詳細な説明にて、質疑はありませんでした。

以上のような審査を踏まえ、当委員会では全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（畑岡洋二君） 次に、建設産業委員会委員長より御報告願います。

委員長長谷川愛子君。

〔建設産業委員長 長谷川愛子君登壇〕

○建設産業委員長（長谷川愛子君） 今期市議会定例会において建設産業委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

当委員会は、6月9日に執行部より関係部課長等の出席を求め、付託された議案第35号 市道路線の認定について審査を行いました。

審査の過程では、開発行為による道路用地の取扱いについて質疑がございました。

審査の結果、当委員会に付託になりました議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果でございます。議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 次に、予算決算委員会委員長より報告願います。

委員長田村幸子君。

〔予算決算委員長 田村幸子君登壇〕

○予算決算委員長（田村幸子君） 今期市議会定例会において予算決算委員会に付託されました議案第37号 令和8年度笠間市一般会計補正予算（第1号）について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は、付託された議案を各所管の分科会に依頼し、6月5日から9日の3日間にわたり詳細な審査を行いました。そして、去る6月16日に全体会を開催し、各分科会の委

員長から報告を受け、各分科会委員長報告に対する質疑の後、総括質疑、討論、採決を行いました。

審査の過程での主な質疑と審査結果について、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

初めに、総務企画分科会委員長報告のうちから主な質疑等の内容を申し上げます。

危機管理課所管の防犯対策補助金では、防犯カメラやセンサー付ライトなどについて、前回の補助金で設置済みでも追加増設が可能であることを確認しました。

環境政策課所管の国庫補助金、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金及び地域脱炭素推進交付金2,886万4,000円は、エネルギー会社の設立と事業進捗管理業務委託料の財源に充当されることを確認しました。

続いて、教育福祉分科会委員長報告のうちから主な質疑等の内容を申し上げます。

社会福祉課所管では、生活保護費の追加給付となった経緯について質疑がありました。自由討議では、おいしい給食推進室の学校給食費について、地域一丸となって給食の充実に努め、他市との差別化を図ってほしい等の意見がありました。

続いて、建設産業分科会委員長報告のうちから主な質疑等の内容を申し上げます。

建設課所管では、排水整備工事の内容と数量について質疑がありました。

都市計画課所管では、ムラサキパーク開園5周年イベントの企画内容について質疑がありました。

また、建設産業分科会委員長報告に対する質疑もありました。

以上が各分科会の委員長報告での主な質疑等の内容であります。

次に、全体会における総括質疑ですが、環境政策課所管の脱炭素先行地域に関する環境衛生費について質疑があり、担当課より詳細な答弁がありました。

次に、討論ですが、環境政策課所管の予算について反対討論がありました。

最後に、採決でございますが、以上のような審査を踏まえ、当委員会に付託された議案は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過と結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。御報告といたします。

○議長（畑岡洋二君） 以上で各常任委員会の委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 日本共産党の石井 栄です。議長から許可を受けまして、討論をさせていただきます。

まず最初に、議案第34号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

提案の理由におきまして、本案は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をするものでありますとしております。

笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、笠間市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとしております。

議案第34号、第3条の2で、前項第1号の基礎課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割の合算額とする。ただし、当該合算額が67万円を超える場合においては、基礎課税額医療分は、67万円とするとしております。

昨年度の課税限度額から1万円の増額になります。

それから、1、4におきまして、子ども・子育て支援法の規定による、子ども・子育て支援納付金の記載が加わり、5には、第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とするとしております。

上記の改定は、次のような措置になるものと思います。

一つ、課税限度額基礎課税分医療分では、現状の66万円が1万円増の67万円になり、後期高齢者支援金等課税額後期分は現行のまま26万円、介護納付課税額介護分は現行のまま17万円ですから、この増額により、課税限度額は現行の109万円から1万円増の110万円に増額になります。

私は、国民健康保険の賦課限度額、負担上限額の増額に反対です。

反対の理由なのですが、社会保障や税の在り方については、負担は能力に応じて、給付は平等にという応能負担の原則に立つことが重要だと考えます。

全国健康保険組合、協会けんぽや共済などの被用者保険については、保険料の負担上限額を引き上げて、高額所得者、例えば大企業の役員などに応分の負担を求めることは妥当なことと考えます。

しかし、国民健康保険、国保は被用者保険とは仕組みは異なります。

違いの一つは、被保険者家族数に応じた均等割負担があり、世帯の人数が増えるに従い、課税限度額に到達する所得は低下していきます。世帯の人数が多くなるほど、子どもの人数が多くなるほど低い所得で、賦課限度額を支払うことになり、住民の負担が増えること

になってしまいます。賦課限度額を1万円引き上げることは、高額所得者ではない世帯の国保税負担を増やすことになってしまいます。国民健康保険、国保の負担限度額の上げは行うべきではありません。

第二には、国保の被保険者は加入世帯の約43%が年金生活者などの無職、約3割の方が非正規労働者ということで、低所得者が多い医療保険という特徴があります。その上、事業主の負担がない制度です。年収や家族構成が同じでも、国保の世帯は協会けんぽに比べると2倍近い保険料を支払っております。

さらに、均等割額の負担軽減措置、法定軽減に係る所得判定基準の見直しを行い、5割及び2割軽減措置に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる額を引き上げるものです。これにより、均等割額の軽減割合が5割及び2割の適用を受ける所得階層が広がっていきませんが、これに要する費用は上記課税限度額の引上げで得られた国保税額の増収分が結果的に充当されることになります。

一方、均等割額は、令和7年3月議会でそれぞれ4万4,600円から5万7,300円に引上げになっており、5割及び2割軽減割合が5割及び2割の部分も引上げがなされ、従前の国保税より税額が多くなるのではないかと思います。所得の低い人にも負担増になっていると思います。

さらに、今年から子ども・子育て支援納付金に係る国民健康保険税の税率等の設定が行われようとしております。子ども・子育て、いわゆる子ども分として、所得割率0.27%、均等割約1,500円、18歳以上の均等割額200円、18歳未満の被保険者の均等割額は全額免除されまして、その減額された分を18歳以上の被保険者で負担し合う額のことですが、課税限度額は3万円。これは全国的には1人当たり年額約3,000円程度というふうなことが、保険年金課から言われております。

子育て世帯への支援は大切であります。主に国への主張になりますが、問題はその財源です。医療サービスを削減するとか、医療保険料に上乗せしたりするなど、庶民への課税により徴収することは、これは行うべきではありません。大企業や富裕層に応分の負担を求める税制改革や、大軍拡予算を削減するなどして、子育て支援の財源を確保すべきであります。

負担軽減をするための改善策は、負担限度額の引上げをやめ、国庫負担を増やし、国保税率の引下げ、均等割額の軽減、子どもの均等割額をなくしていくことが必要となります。その上で、国保税を応能負担型に改革すべきであります。

昨年3月までの均等割額は4万4,600円から5万7,300円に値上げのまま、今回の措置で軽減措置の所得階層が広がっても、所得軽減割合が5割及び2割の均等割額は、それぞれ昨年の2万8,600円から2万9,500円に、4万5,800円から4万7,200円に引上げになり、国保税は増加したのではないかと推測されます。低所得者の多い国民健康保険、その国保財政の枠内でのやりくりでは、高過ぎる国保税の軽減にはつながらず、この方法での対応で

は、引き続き値上げにつながっていきます。この方式を続けることはやめるべきです。

全国知事会、全国市長会、全国町村会も国庫補助の大幅な増額が必要であると国に要望しています。同時に、市としても、市の財政調整基金、国保の財政調整基金、一般会計からの繰入れ増により、住民の負担増にならないよう対策を行う必要があります。物価高騰の中、そのような支援を急ぎ行うべきだと考えます。

反対する理由は、課税上限額の引上げ、それから子育て支援納付金に係る国民健康保険税の税率等の設定です。よって、議案第34号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対いたします。

議員の皆様方には御理解と御賛同をいただきたくお願い申し上げまして、反対討論いたします。

次に、議案第37号 令和8年度笠間市一般会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論いたします。

議案第37号 令和8年度笠間市一般会計補正予算（第1号）には、4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、12節委託料、環境政策課が所管する調査検討業務委託料1,674万4,000円、事業進捗管理業務委託料1,210万円、これが計上されております。これは、西池下中心部の大部分を占有して、太陽光発電パネルを敷き詰める大規模な水上太陽光発電事業を推進する予算となっております。

再生可能エネルギーである太陽光発電は、石油、石炭、原子力発電に代わる重要な発電システムですが、どこにでも造ればいいというものではなく、山林の樹木を大量に伐採することや、貴重な池沼・湿地帯を損ねる開発事業であってはなりません。市民の財産である自然豊かな湿地帯を含む西池の自然環境を損ねるおそれがあります。設置場所を住宅の屋根に変更するなどすれば、十分これを避けることはできるのではないのでしょうか。

西池の上、それから下には、毎年冬季に白鳥が飛来することが知られております。お聞きしますと、30羽ほど12月頃飛来し、そして3月頃、離水して北国のほうに飛び立っていくという話をお聞きしております。西池下に計画されているのは、太陽光発電パネル720ワットを1,456枚、池の中心部に設置し、東池中心部には720ワットのパネルを1,728枚敷き詰める計画があります。

住宅の屋根に1軒当たり20枚設置するとすれば、西池下では住宅70軒分に当たると考えます。東池では住宅87軒に相当します。設置場所を住宅の屋根、それから公共施設、民間の工場などに設置を変えることができれば、太陽光発電は可能だというふうに考えます。

失われた自然を回復させるのは容易なことではありません。立ち止まり、検討を重ね、この池沼湿地以外の、公共施設などで設置場所を見つけていただきたいと強く望みます。

議員の皆様方には御理解と御賛同いただきますようお願い申し上げまして、議案第37号 令和8年度笠間市一般会計補正予算（第1号）に対する反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第33号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第34号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、マイクの賛成ボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（畑岡洋二君） マイクの賛成ボタンを押すと、賛成ボタンのランプが点滅から点灯に変わります。

賛成ボタンを押した方は、賛成のボタンのランプが赤く点灯していることを御確認ください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） ないようですので、採決を確定いたします。

投票総数20、賛成19、反対1、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 動産購入契約の締結について（高規格救急自動車購入）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和8年度笠間市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、マイクの賛成ボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（畑岡洋二君） マイクの賛成ボタンを押すと、賛成ボタンのランプが点滅から点灯に変わります。

賛成ボタンを押した方は、賛成のボタンのランプが赤く点灯しているか御確認ください。確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） では、採決を確定いたします。

投票総数20、賛成15、反対5、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第38号 令和8年度笠間市一般会計補正予算（第2号）

○議長（畑岡洋二君） 日程第4 議案第38号 令和8年度笠間市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第38号 令和8年度笠間市一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本案は、一般会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

〔総務部長 瀬谷昌巳君登壇〕

○総務部長（瀬谷昌巳君） 議案第38号 令和8年度笠間市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

本補正予算は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、物価高騰対応

重点支援地方創生臨時交付金の追加が示されたことを受け、交付金を活用した支援事業や、近年、社会的な課題となっている熱中症などの対策に係る事業を迅速に行うため、早急な予算措置が必要であることから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,017万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ359億6,517万円とするものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきましては、事項別明細書にて御説明申し上げます。

6 ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金3,211万8,000円の増は、物価高騰対策に係る経費の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上するものでございます。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金891万9,000円の増は、今回の補正予算の財源調整のために繰入れをするものでございます。

第21款諸収入、第4項雑入、3目給食事業収入3,086万2,000円の減は、市内の中学校に通学している生徒の保護者が負担している給食費を減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

7 ページを御覧ください。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費300万円の増は、18節負担金補助及び交付金に、施設園芸農家や畜産農家が物価高騰及び高温環境による影響に対応するため、園芸品目における換気・冷却装置等や畜産における温度低減に必要な設備などの導入に係る経費を支援するものでございます。

第6款商工費、第2項観光費、3目観光施設費287万3,000円の増は、14節工事請負費に熱中症対策のための冷水機を各地区拠点となる観光施設へ設置する費用を計上するものでございます。

第7款土木費、第4項都市計画費、3目公園費330万円の増は、14節工事請負費に、熱中症対策のためミストを発生させる機器等の設置費用260万円の計上が主なものでございます。

第9款教育費、第6項保健体育費、3目給食センター費100万2,000円の増は、19節扶助費に市外の公立中学校や特別支援学校に通学している生徒の保護者に対し、給食費相当額を給付する学校給食費無償化給付金98万9,000円の計上が主なものでございます。

以上で令和8年度笠間市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審議が全て議了いたしました。

これにて、令和8年第2回笠間市議会定例会を閉会といたします。

この後、直ちに全員協議会を開きますので、全員協議会室にお集まりください。

御苦労さまでした。ありがとうございました。

午前10時37分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 西 山 猛

署 名 議 員 石 松 俊 雄